

群馬県後期高齢者医療広域連合事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 24 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号

群馬県後期高齢者医療広域連合事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県後期高齢者医療広域連合事務専決規程（平成19年広域連合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

5 その他
(1)広域連合名をもってする共催、後援等
(2)不服申立の受理及び決定
(3)施設及び土地建物等の取締並びに管理
(4)施設（附属施設及び備品を含む。）の使用許可

」

を

「

5 その他
(1)広域連合名をもってする共催、後援等
(2)審査請求の受理及び裁決
(3)施設及び土地建物等の取締並びに管理
(4)施設（附属施設及び備品を含む。）の使用許可

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月1 日から施行する。